

施設入所等児童の定義

「施設入所等児童」とは、基準日（平成27年5月31日。以下同じ。）以降、以下の1から4までのいずれかに該当する児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）をいう。

なお、次の1から4までに掲げる事項は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第3項各号に掲げる事項と同じである。

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除く。）
- 2 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院をしている者並びに保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除く。）
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「障害者支援施設等」という。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- 4 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更正施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2ヶ月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属してゐる者に限る。）

なお、3及び4に規定する「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯」から、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該その子である児童を除くこととする。